

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月15日（平成28年（行情）諮問第310号）

答申日：平成29年6月5日（平成29年度（行情）答申第72号）

事件名：特定係から関連団体等に発出した通知のうち「再就職のための職業訓練コース」等に関するものの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定期間に、厚生労働省大臣官房地方課人事・給与第二係から、厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業に伝達（発出）した通知、三重県に関連する三重県職員の再雇用先で就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業、職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等に発出した通知のうち、その他（日本国憲法、厚生労働省設置法及び「再就職のための職業訓練コース」に関するもの）に関する通知」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成27年12月3日付け厚生労働省発地1203第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

これまでのいきさつ、個人情報の開示資料、国民の声経由による書類などから、開示請求に係る行政文書は、作成・取得しているものと思われる。

（2）意見書

私は、これまでの経緯と関連する資料・情報を簡潔ながら記載し、提出します。これは、厚生労働省発地1203第2号から、私と、厚生労働省大臣官房地方課人事・給与第二係に於いての情報のやり取りを記載した記録が、情報開示請求を行った結果、該当する記録を保有・所持していないとの結果から、不服申立てに至るものであります。

「再就職のための職業訓練コース」は、当時は職業能力開発局能力開発課であり、昨年十月からは、職業能力開発局訓練企画室が担当する分野なのに、何故大臣官房地方課人事給与第二係に、情報開示請求を行ったか言うと、当時の三重労働局長 A 様及び職業安定部求職者支援室長 B 様等に対し、「再就職のための職業訓練コース」に関し事故の再発防止及び、求職者及び受講生の職業訓練コースに参加の際の安全性確保を求め、何度も申し入れを行ったが、実際、この二人の態度は、平気で嘘を付く、約束は守らない、理由にならない理由を挙げ、三重県及び求職者の不利益な指示を出す、といった言動を重ね、こちらからの申し入れを拒否つづけたので、周囲に不満が燻っていました。従って、止むを得ず、直接の申し入れを断念し、仲介に入って頂く組織を検討した結果、当時の能力開発局より、やや距離を置いた大臣官房地方課人事給与第二係の方が、賢明であると判断、当時の C 様等を仲介相手とし、三重労働局様に対し、交渉を再開した経緯があるためであります。現に大臣官房地方課人事給与第二係様は、何度も引き受けて頂き、回数としては、かなりの数になりました。資料・情報として残してある可能性は高く、私は、これは正しい選択であり、感謝をしている所存でございます。従って、情報開示請求から出で来るとすれば、大部分は、私の通報からの、大臣官房地方課人事給与第二係様と三重労働局様間との情報のやり取りであり、念の為、「再就職のための職業訓練コース」に参加する組織も情報開示請求の対象としました。

私の意見を、ここに記載しますが、

ア 不服申立ての根拠・再掲として、「国民の皆様の声相談窓口」から、若しくは「国民の皆様の声相談窓口」を経由したと思われる意見・資料等の存在が、添付された諮問庁側からの意見書に於いてもやはり記載は無く、存在も明らかになっておらず、私の問い合わせに答えた内容では無い。又、扱い及び処理の明記が無い。

イ 諮問庁からの別の理由説明書からは、厚生労働省関連機関は、厚生労働省行政文書管理規則運用マニュアル等に基づいて、取得後 1 年未満で廃棄している事が、掲示し、説明されているが、この処理に対しての疑問は残る。

取得後 1 年未満で廃棄との処理との諮問庁からの説明は、国民からの意見とされる情報、この他類似し関連する組織からの情報又は、補足及び追加の情報又は情報開示請求等を追加更新すると、問題が未解決のままのものや、現在進行形の部分の情報も存在すると思われるが、事件及び事故の処理や再発防止策等が記載された文書にも対象が及び、適合させているのであろうか。対処策として簡潔な内容への変更や、保存場所の問題ならば、磁気を使用した記録媒体へ

の変更という形も考えられ、最低限少なくとも一部であるが保有していると、考えるのが一般的であり、法9条2項に基づき対象行政文書を作成・取得しておらず、これを所有していない、との説明はこれまでの経緯から、一時的には保有していた事実も考慮すると、明らかに不適切であり、納得のいく説明ではない。そもそも、この理由説明書を作成するに当たり、一年以上経過した情報も必要となるのに、何故作成が出来たのか、これも疑問であります。

これ以外にも、推定ではあるが、厚生労働省及び関連機関は、「開示決定の期限の延長」の通知を行う場合が多く発生し、延長の理由として、「開示請求対象行政文書の特定及び開示・不開示の審査に時間を要するため」と説明があるが、先程の法律を悪用して「取得後1年未満で廃棄」を目的とする為恣意的に延長と、説明していると、考えられる。結果、これは、日本国憲法第十一条及び十三条に違反し、第十七条に該当すると、思われ、総務省の情報公開制度に対しての冒涇であります。

再度掲示しますが、諮問庁が厚生労働大臣とされる、理由説明書を拝読した感想から、意見を陳述しますが、結論として私が不服申立ての理由とした、「国民の皆様の声相談窓口の存在」、ここからの意見・情報の存在、若しくはここを経由したと思われる意見・情報の存在を、この理由説明書にも、何も記載がありません。もう一つは、解釈としては意見が分かれるのかもしれませんが、厚生労働省の法律に基づき削除された情報・資料が、別の部分で何故か記載され、文面とした部分があります。これでは、私の不服申立ての問い合わせに、全うに回答したとは思えず、これでは問題を解決すべく前向きな議論が行われた訳でもありません。情報公開・個人情報保護審査会の皆様は、まずこの国民の皆様の声相談窓口について、御存知ではないのでしょうか。厚生労働省から送付された理由説明書に対し、何とも思わないのでしょうか。私は、厚生労働省自体が、電話が繋がり難い機関であり、結局転送電話で、交換所若しくは、ここの国民の皆様の声相談窓口に辿り着くのですが、ここで伺った話としては、受け承った情報・ご意見などは、精査を行った後、該当すると思われる関係組織に配達される、とあります。結果として、情報公開・個人情報保護審査会は、諮問庁寄りの偏った対応のみしか出来ないのか、となると、情報公開制度に於いて明らかに不平等な存在です。

厚生労働省は、本来の立場は、国税を納税する日本国民に対して、国政レベルに於いてのサービスを提供する一省庁であります。組織の慢心や驕りの体質から、基本的人権を尊重出来ず、結果情報をあまり公に出さない隠蔽体質であり、国民の健康や雇用・就労問題に於いても過去

も含め、情報収集に関する事を、積極的に行わず、蓄積も短期間で破棄している事から、職員の経験からの応用が出来ず、結果、人命より重い「隠蔽」若しくは「隠蔽の継続」という処理をもって、解決策としているのではないのか。情報の保有期間は、法律から異様に短く、寧ろ情報の廃棄及び消去を積極的に行い、担当職員・局員の責任回避を優先としている結果、反社会的な職員・局員を増幅させ、間接的に国民には、「反厚生」な環境に置いております。昨今の厚生労働省に関連し、多発する不祥事・事件を鑑みると、誰がこの厚生労働省を信用し得るのか、まだ、このような体質を持ってこの社会を生き延びようとしているのか、総務省の善処を期待したい。このままでは、全国紙の社説及びあるホームページからの引用で、「助けて」の声が未来から聞こえてきそう、であります。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

(1) 異議申立人は、平成27年10月27日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定期間に、厚生労働省大臣官房地方課人事・給与第二係（以下、第3においては「二係」という。）から、厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業、三重県に関連する関連団体・組織・企業、職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等」に係る開示請求を行った。

当該請求内容では、開示を求める行政文書が不明であることから、情報公開窓口において記述の追加を求めたところ、「特定期間に、二係から、厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業に伝達（発出）した通知、三重県に関連する三重県職員の再雇用先で就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業、職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等に発出した通知」に補正する旨の申出があった。

(2) 処分庁において、該当する行政文書を探索したところ、条件に合致する行政文書が膨大な量になることが判明したことから、異議申立人が真に開示を求める行政文書を特定するため、同年11月に異議申立人に補正を求めたところ、さらに「特定期間に、二係から、厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業に伝達（発出）した通知、三重県に関連する三重県職員の再雇用先で就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業、職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等に発出した通知のうち、その他（日本国憲法、厚生労働省設置法及び「再就職のための職業訓練コース」に関するもの）に関する通知」に補正する旨の申出があった。

(3) 補正された開示請求に対して、処分庁は、原処分を行ったところ、異議申立人はこれを不服として、平成28年1月20日付け（同日受付）で異議申立てを提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、法9条2項に基づき全部不開示決定を行った原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求に係る対象行政文書については、特定期間に、二係において、日本国憲法、厚生労働省設置法及び「再就職のための職業訓練コース」に関して作成し発出した、厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業あての通達及び事務連絡（以下「通達等」という。）、及び三重県に関連する三重県職員の再雇用先で就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業、職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等あての通達等である。

(2) 本件対象行政文書の保有について

ア 二係の所掌事務について

二係は、都道府県労働局の安定系統職員の人事・給与管理、服務規律、懲戒、公務災害等に係る業務を所掌する部署である。

よって、同係の所掌業務には、日本国憲法、厚生労働省設置法及び「再就職のための職業訓練コース」に係るものではなく、これらに係る通達等についても作成し、発出する必要がないものである。

なお、厚生労働本省に寄せられた都道府県労働局の安定系統職員への苦情等であって、いずれの部署の所掌業務にも属さないものについては、二係が、窓口として当該苦情等を受け付けているものである。

イ 結論

上記アのとおり、二係の所掌業務には、日本国憲法、厚生労働省設置法及び「再就職のための職業訓練コース」に係るものではなく、これらに係る通達等については元々作成していないことから、保有していないものである。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、「これまでのいきさつ、個人情報の開示資料、国民の声経由による書類などから、開示請求に係る行政文書は作成、取得しているものと思われる。」と主張するが、対象行政文書が存在する具体的な根拠の提示はない。また、法の開示請求権は、請求の目的の如何を問わず何人に対しても認められており、異議申立人が誰であるかなどの事情は考慮しないものであることから、異議申立人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考

える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月16日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成29年5月11日 審議
- ⑤ 同年6月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定期間に、厚生労働省大臣官房地方課人事・給与第二係から、厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業に伝達（発出）した通知、三重県に関連する三重県職員の再雇用先で就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業、職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等に発出した通知のうち、その他（日本国憲法、厚生労働省設置法及び「再就職のための職業訓練コース」に関するもの）に関する通知」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、(i) 厚生労働省大臣官房地方課人事・給与第二係（以下「人事・給与第二係」という。）の所掌事務は、「厚生労働省大臣官房地方課の内部組織に関する細則」（以下「内部組織細則」という。）において、「公共職業安定所の職員の人事に関する事務（職員管理対策に係るものは除く。）の取りまとめに関すること。」と定められており、また、当該所掌事務に基づく具体的な職務内容は、人事・給与管理、服務規律、懲戒、公務災害等に係る業務であり、(ii) 同係の所掌事務には、日本国憲法、厚生労働省設置法及び「再就職のための職業訓練コース」に係るものはなく、これらに係る通達等について作成し、発出する必要がないことから、本件対象文書を保有していないとすることである。
- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁から、内部組織細則の提示を受け、確認させたところ、人事・給与第二係の所掌事務は、諮問庁の説明のとおりであることが確認され、また、当該所掌事務に照らすと、同係から発出する通知には、一般的に、日本国憲法、厚生労働省設置法及び「再就職のための職業訓練コース」に関するものが含まれているものとは想定されず、上記(1)の本件対象文書を保有していないとする諮問庁の

説明は不自然・不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) 以上のことから、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子